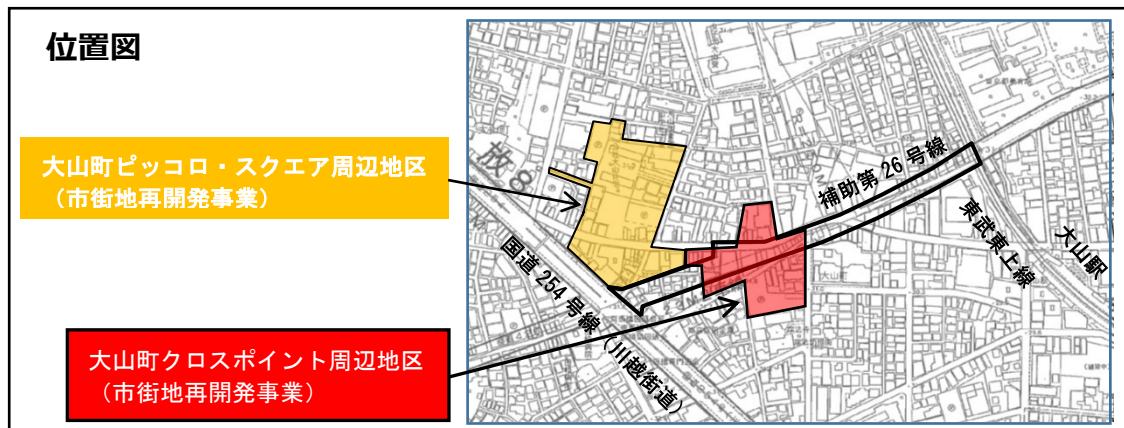


大山駅周辺等のまちづくりの状況について

1 市街地再開発事業

大山駅の西側地域では、補助第26号線の整備や市街地再開発事業により、防災性の向上や良好な居住環境の形成を図り、誰もが暮らしやすく、にぎわいに満ちた安心安全なまちの実現を目指している。



(1) 大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発事業

【事業概要】

組合施行による第一種市街地再開発事業により、補助第26号線と商店街が交差する場所として、まちのにぎわいや商店街の活性化に寄与する拠点の形成を図る。

令和元年度 再開発組合設立

令和2年度 権利変換、既存建物の解体工事

令和3年度 地中障害物除却工事、施設建築物新築工事着手

【今後】

令和6年度 工事完了予定

(2) 大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発事業

【事業概要】

組合施行による第一種市街地再開発事業により、補助第26号線の西側地域に人の流れを引き込み、交流・にぎわいを維持するため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新による拠点の形成を図る。

平成27年度 準備組合設立

令和3年度 都市計画決定

【今後】

令和4年度 組合設立認可(予定)

令和5年度 権利変換計画認可(予定)

2 大山駅の駅前広場

【事業概要】

補助第26号線の整備や東武東上線の鉄道立体化を見据え、各交通機関への乗り換え利便性の向上を目的に駅前広場の整備を行う。

鉄道の連続立体交差事業等と合わせ、令和元年12月に都市計画決定、令和3年12月に認可され、事業に着手した。

今年度は測量業務を継続しつつ、用地折衝を行っていく。

大山駅の駅前広場



名称	東京都市計画道路事業 区画街路 板橋区画街路第9号線	
規模	取付道路部分	延長 23m、幅員 16m、2車線
	交通広場	3,348 m ²

3 大山駅東地区地区計画

大山駅東地区では、平成27年12月に「大山駅東地区地区計画」が都市計画決定されているが、この時点では大山駅の駅前広場の位置が決まっていなかったため、『駅前周辺地区』については、建築物のルール等を最低限の内容としていた。

その後、駅前広場整備事業等が令和元年12月に都市計画決定、令和3年12月に事業認可されたことを受けて、既決定の地区計画のうち、『駅前周辺地区』の地区整備計画について、建築物のルール等の変更の必要性があるかも含めて、大山駅東地区の関係町会及び商店街からの推薦委員と公募委員で構成する検討会による検討を行う。

【今後】

今年度の検討会の検討結果を踏まえて、必要に応じて都市計画変更手続きを行う。



4 不燃化特区事業

木造住宅密集地域の改善のため、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」として令和 2 年度まで取り組んできた不燃化特区事業について、東京都から再指定を受け、令和 7 年度まで事業期間を延伸した。引き続き「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進めていく。

(1) 大山駅周辺西地区

一部地域に老朽化した木造建築物などが集積しており、二つの再開発事業や補助第 26 号線の沿道まちづくりを進めていくほか、老朽建築物の建替え助成等を引き続き実施していく。

【老朽建築物の建替え助成等】

- ・耐火、準耐火建築物等への建替え促進
- ・建替え等に際し必要な相談に応じるための専門家(建築士等)派遣
- ・事業期間：平成 27 年度～令和 7 年度



(2) 大谷ロー一丁目周辺地区

不燃領域率 70%達成（令和 3 年度末現在 64.7%）をめざして、引き続き、主要生活道路の拡幅整備事業や老朽建築物の建替え助成等の事業を実施していく。

【主要生活道路拡幅事業】

- ・消防活動困難区域の解消等のため、幅員 6 m の確保
- ・事業期間：平成 25 年度～令和 6 年度

【老朽建築物の建替え助成等】

- ・耐火、準耐火建築物等への建替え促進
- ・建替え等に際し必要な相談に応じるための専門家(建築士等)派遣
- ・事業期間：平成 26 年度～令和 7 年度

